

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備の促進要望に 係る令和2年3月の対応方針と現在の状況

○ ダムの目的に関する代替事業（高時川の河川整備）

対応方針	現在の状況
<ul style="list-style-type: none"> 高時川の河川整備については、令和2年度より国土交通省の補助金を新たに採択することを調整中であり、これにより滋賀県による計画的・集中的な事業推進が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の補助事業（令和2年度採択）にて、滋賀県により計画的・集中的に事業推進中であるが、さらに令和2年度補正予算も投入し事業を前倒して実施中。 また、菅並地先において、約200mの護岸整備を令和2年度より用地取得に着手し、令和3年度に工事実施予定。

○ ダム中止に伴う措置（買収済み用地、残存山林、付替県道などの処理）

【買収済み用地】

対応方針	現在の状況
<ul style="list-style-type: none"> 地元から「民間に売却することは適切ではない」とのご意見をお聞きしているため、滋賀県が、水資源機構から引継ぎ、維持管理していく方針。 水資源機構から滋賀県への引継ぎが完了するまで、水資源機構において適正な管理を継続。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針に沿って、引継ぎのための事務処理等を実施中。 併行して、引継ぎ後の用地を活かした振興策について、滋賀県において、地元の意見を踏まえ、立案していく予定。

【残存山林】

対応方針	現在の状況
<ul style="list-style-type: none"> 水資源機構においては、所有者に対し、令和2年度より補償を実施。 一方、地元住民からは、高齢化等に伴い、個々に維持管理していくことは困難とお聞きしている。 地元から一団の土地の寄付の申し出がある場合は、滋賀県が引き受ける方針。 	<ul style="list-style-type: none"> 水資源機構において、各所有者への補償手続きを順次実施中であり、令和2年度末時点で約4割を実施済。 水資源機構の補償手続きと併せて、滋賀県の寄付引き受け手続を順次実施。 併行して、引き受け後の残存山林を活かした振興策について、滋賀県において、地元の意見を踏まえ、立案していく予定。

【付替県道】

対応方針	現在の状況
<ul style="list-style-type: none">・ 県道としての利用は困難であるが、今後の利活用を踏まえ、水資源機構において安全対策等を行った後、滋賀県が引き受ける方針。・ 水資源機構から滋賀県への引き渡しが完了するまで、水資源機構において適正な管理を継続。	<ul style="list-style-type: none">・ 滋賀県への引き渡しに向け、水資源機構において、安全対策等を実施中。・ 併行して、滋賀県において、地元の意向を踏まえ、今後の利活用方法について検討中。

○ 地域振興

対応方針	現在の状況
<ul style="list-style-type: none">・ 地域振興については、地域による主体的な取り組みに対し、その内容に応じた交付金などにより、近畿地方整備局としても積極的に支援。・ 地域の歴史と記憶を継承するまちづくりの一助として、ふるさと絵屏風の作成を地域の人々を中心に実施することに対する支援の要望を受けたため、まずはその要望に対し、近畿地方整備局予算を充当して支援。・ 滋賀県としても、平成 30 年度に創設した丹生水源地域整備特別交付金制度に基づき、地域による主体的な取り組みに対して支援。	<ul style="list-style-type: none">・ 地域による主体的な取り組みに、近畿地方整備局、滋賀県も積極的に参画。・ ふるさと絵屏風の作成に向けた、地域での取り組みが始動し、近畿地方整備局において予算支援。・ 長浜市において、地域振興策の具現化に向けた「長浜市水源地域振興事業」を新たに創設し、地域の取り組みを支援。

以上

丹生ダム対策委員会委員長、近畿地方整備局長、滋賀県知事、長浜市長、独立行政法人水資源機構理事長による平成31年4月の現地視察での意見交換事項に係る令和2年3月の対応方針と現在の状況

【県道中河内木之本線整備】

対応方針	現在の状況
<ul style="list-style-type: none">・ 水資源機構において、平成27年度より整備をはじめ、平成29年度には計画を策定し、令和8年度までに完了予定であるが、できるだけ早期に実施し、令和6年度完了を目指し整備。・ 部分的に供用可能な箇所は、水資源機構から滋賀県に速やかに引き渡し。・ 水資源機構において、供用区間、時期、引き渡し要件を整理。・ 並行する県道については、滋賀県において、長浜市への引き渡し要件などを整理。	<ul style="list-style-type: none">・ 水資源機構において、拡幅整備が必要な区間約10kmのうち、令和2年度までに約4.7kmを実施済。令和3年度は、約3.3kmの整備を実施。・ 狹隘な橋梁については、拡幅整備を実施することとし、令和2年度に6橋の橋種検討を実施。その後、順次検討。・ 北海道トンネルを含む部分的に供用可能な区間約1kmの整備が完了し滋賀県に引き渡し済。・ あわせて現県道（六所神社付近～佐惣平橋）の区間については、佐惣平橋の修繕工事完了後、長浜市へ引き渡す予定。

【市道奥川並線・市道洞寿院線の補修】

対応方針	現在の状況
<ul style="list-style-type: none">・ 市道奥川並線については、水資源機構において、補修を実施し、補修完了後、長浜市に引き渡し。・ 市道洞寿院線については、整備が完了しており、水資源機構から長浜市に引き渡し済。	<ul style="list-style-type: none">・ 市道奥川並線について、令和2年度までに整備箇所55箇所のうち16箇所を実施済。令和3年度は、6箇所の整備を実施。

【立坑など調査施設の撤去】

対応方針	現在の状況
<ul style="list-style-type: none">・ 水資源機構において、ダムサイトの立坑などの閉塞作業並びに設置した工事用道路の整備について、今年度完了。・ 田戸（原石山）の横坑などの閉塞作業は、令和2年度に調査を行った上で令和3年度に実施予定。	<ul style="list-style-type: none">・ 田戸（原石山）の閉塞に向けた作業道整備などについて、調査済。工程どおり令和3年度に実施。

【集落跡地整備】

対応方針	現在の状況
<ul style="list-style-type: none"> 小原地区について令和2年度に、その他の地区についても、引き続き、県道整備と併せて整備予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に小原地区整備箇所の造成を実施済。令和3年度は小原地区的整備と管理者の確定を予定。

【各発生土受入地の活用】

対応方針	現在の状況
<ul style="list-style-type: none"> 八田部は、水資源機構において、地元が望む利活用方策に沿った基盤整備等を実施したうえで借地を解消。 北海道は、水資源機構において、用地の取扱いも含め、地元が望む利活用方策に沿った基盤整備等を実施したうえで引き渡し。 半明は、買収済み用地と同様の取扱い。 	<ul style="list-style-type: none"> 八田部、北海道について、水資源機構から地元に対し、利活用案を提示。 令和3年度は八田部、北海道について、地元が望む利活用案の策定に向け、水資源機構において必要な基盤整備等を実施予定。

【地域資料の活用】

対応方針	現在の状況
<ul style="list-style-type: none"> 水資源機構において、資料のリストアップなどを実施済みであるため、今後、地元が望む活用方策に沿って資料を提供。 	<ul style="list-style-type: none"> 水資源機構から地元に提示した資料を、「茶わん祭の館」に設けた展示コーナーにて活用予定。

【河川維持管理】

対応方針	現在の状況
<ul style="list-style-type: none"> 高時川（下丹生より上流区間）や妙理川の維持管理は、滋賀県において実施。 高時川の瀬切れ対策は、近畿地方整備局が支援を行い、関係機関と協議のうえ、滋賀県が対策を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県において、護岸補修や堆積土砂撤去等の維持管理を順次実施。 瀬切れ対策については、対応方針に沿って、滋賀県の対策を近畿地方整備局が支援し、局所的な水域確保のための水制工を実施。

以上